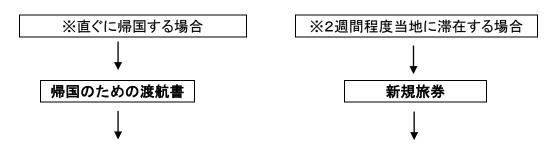
旅券を紛失等した方へ

以下の要領に従って、「帰国のための渡航書」又は「新規旅券」を申請してください。



〇まず、最寄りの移民署(運転免許証等顔写真付き身分証明証(原本)を所持している場合 は警察署でも可。但し、旅券のみ紛失した場合、警察署では受け付けてもらえない場合 がある)へ赴き、旅券の紛失届を行い、紛失証明書(外国護照遺失/尋獲報案紀録表) を受け取る。

※必要書類 写真2枚(4.5×3.5cm, 移民署でも撮影可)。

〇日本台湾交流協会領事窓口で旅券の紛失届(「紛失一般旅券等届出書」の提出)を行うと 同時に、帰国のための渡航書もしくは旅券発給を申請する。(紛失した旅券は失効する) ※必要書類:移民署で受け取った紛失証明書、写真1枚(4.5×3.5cm, 当事務所地下でも 撮影可)、本人確認のための運転免許証等顔写真付きの証明書(ある場合)、旅券の写 し(ある場合)。

「帰国のための渡航書」を申請する場合 (必要書類)

- 〇渡航書発給申請書 1通
- 〇日本国籍を証明する書類として、本籍 地が記載された住民票、個人(又は全部) 事項証明(6ヶ月以内のもの)のいずれ か一通。領事室にFAX (886-2-2713-0975)で 送信した後、帰 国後、原本を郵送することも可。
- 〇写真(4.5×3.5cm) 2枚
- 〇手数料

(写真:計5枚)

「新規旅券」を申請する場合

(必要書類)

- 〇一般旅券発給申請書
- 〇日本国籍を証明する書類として、個人 (又は全部) 事項証明(6ヶ月以内のも の、住民票は不可)の原本(FAX不可)
- 〇写真(4.5×3.5cm) 1 枚
- 〇手数料 (支払いは受け取り時)

(写真:計4枚)

1通

空港到着後、「帰国のための渡航書又は新旅券」及び「移民署発行の旅券紛失証明書」 を出国審査官に提出し、出国審査を受け、帰国便に搭乗する。

旅券の悪用を危惧する場合や旅券以外の物も紛失(盗難)した場合は、移民署、警察署の両 方に届け出ることをお勧めする。